○内閣府告示第三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第三百九十号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年一月三十一日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年一月一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　上越市及び十日町市並びに新潟県中魚沼郡川西町及び中里村並びに新潟県東頸城郡松代町及び松之山町

三　構造改革特別区域の名称　越後里山活性化特区

四　構造改革特別区域の範囲　十日町市並びに新潟県中魚沼郡川西町及び中里村並びに新潟県東頸城郡松代町及び松之山町の全域並びに上越市の区域の一部（旧安塚町、旧浦川原村、旧大島村、旧牧村）（詳細は

内閣府において閲覧に供する。）

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業（四〇七）、特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）、地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）、地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業（一〇〇二）、農業生産法人の行う農業関連事業の拡大事業（一〇〇五）、農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）及び地域活性化のための空き家情報提供等の推奨事業（一二一五）

○内閣府告示第四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十六年六月二十八日内閣府告示第二百一号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年一月三十一日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年一月一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　長野市

三　構造改革特別区域の名称　信州豊野ぬくもり特区

四　構造改革特別区域の範囲　長野市の区域の一部（長野市豊野町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け

事業（一〇〇二）及び農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

○内閣府告示第五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年四月三十日内閣府告示第百二十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年一月三十一日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年一月一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　松阪市

三　構造改革特別区域の名称　松阪市飯高町ＮＰＯ福祉移送サービス特区

四　構造改革特別区域の範囲　松阪市の区域の一部（旧飯高町の全域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　ＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使

用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））

○内閣府告示第六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十六年三月二十九日内閣府告示第七十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年一月三十一日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年一月四日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　島根県隠岐郡隠岐の島町

三　構造改革特別区域の名称　隠岐の島町幼稚園早期入園特区

四　構造改革特別区域の範囲　島根県隠岐郡隠岐の島町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　三歳未満児に係る幼稚園入園事業（八〇六）

○内閣府告示第七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十六年六月二十八日内閣府告示第二百三十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年一月三十一日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画を認定した日　平成十七年一月四日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　長崎市

三　構造改革特別区域の名称　高島ふれあい農業特区

四　構造改革特別区域の範囲　長崎市の区域の一部（高島全域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）

○内閣府告示第八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年十一月十七日内閣府告示第二百八十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十七年一月三十一日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十七年一月十五日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　熊本県、宇土市及び宇城市並びに熊本県下益城郡城南町、富合町及び美里町

三　構造改革特別区域の名称　福祉コミュニティ特区

四　構造改革特別区域の範囲　宇土市及び宇城市並びに熊本県下益城郡城南町、富合町及び美里町の全域

五　変更後において実施し又はその実施を促進することのできる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　指

定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業（九〇六）及びＮＰＯ等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一二〇六（一二一六））